

第36回広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

令和3年10月25日（月）午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

秋田智佳子，今瀧明，小池英樹（新任），中谷智子（新任），西田篤，萩原幹史，牧真千子（新任），宮崎智三，森岡礼子，森脇喜美代，山崎俊恵，山田豊子

[説明者]

有馬素光少年首席書記官，下地敬三次席家庭裁判所調査官，奥井衣代主任家庭裁判所調査官，黒河宏司主任家庭裁判所調査官，岩崎正彦事務局長，坂東正樹事務局次長

[事務担当者]

清木真穂総務課長，砂子正道総務課課長補佐

第4 議事

- 1 委員異動報告
- 2 開会宣言
- 3 委員挨拶，自己紹介
- 4 委員長選任
- 5 委員長挨拶
- 6 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から申出のあった二人が傍聴することを許可した。

7 協議

「少年事件の教育的な働き掛けの更なる充実について」

[委員長]

本日の協議テーマに入る前に、前回の委員会で出された御意見等を踏まえた、その後の状況について、総務課長から報告します。

[説明者]

前回の家裁委員会では、家事調停を中心とした新型コロナウイルス感染症対策というテーマで委員の皆様から多岐にわたり大変有意義な御意見を頂きました。この御意見を踏まえた検討状況について御説明します。

まず、体調不良の利用者には、可能な限り来庁を控えていただく、いわゆる水際対策について御意見を頂きました。これにつきましては、庁舎内に注意喚起の貼り紙の掲示やウェブサイトへの掲載も行っていましたが、これらに加えて、調停等の出頭予定者宛の期日通知書に、この旨の記載を付記する運用を始めました。

次に調停のニーズを踏まえ、できる限り期日を指定又は維持すべきという御意見や、優先すべき事件について調停委員の意見を聴いてはどうかといった御意見を頂きました。この点については、先般の緊急事態宣言期間中を含め、電話会議の更なる活用を図ることにより、期日を指定又は維持するよう努めてきました。

最後に庁舎内のトイレのペーパータオルの備え置きについて御意見を頂き、これを受けて、1階から3階の男女トイレ及び1階多目的トイレに来庁者用のペーパータオルを整備しました。限られた予算の中ではありますが、引き続き感染防止対策に努めてまいりたいと考えています。

[委員長]

これから本日のテーマに移ります。本日のテーマは、少年事件の教育的な働き掛けの更なる充実についてです。当庁において実施している教育的な働き掛けを御紹介した上で、その働き掛けの更なる工夫や新たな働き掛けについて御意見を頂きたいと思

います。

[説明者]

まず今回のテーマの教育的な働き掛けについてですが、定義について簡単に説明します。教育的働き掛けとは、少年審判の手続の全体を通じて行われる少年や保護者に対する助言や指導、あるいは課題に取り組みせたり講習を受けさせたりするなど、再非行防止を目的とした教育的な観点からの働き掛け全般を指しており、教育的措置とも呼ばれています。

本日のテーマについて、委員の皆様にご意見を頂きたい事項は次のとおりです。まず、現在行っている教育的働き掛けの内容や方法の更なる工夫について御意見を頂きたいと思います。次に、現行のものほかに新たな取組についてアイデア等を頂きたいと考えています。これらの協議事項の詳細については、後ほど御説明します。

ここからは、少年審判手続について御説明します。

非行、犯罪に当たる行為があった場合には、警察、検察庁で取調べを受けて裁判所に事件が送致されます。犯罪行為があった場合、成人の場合は、起訴されれば地方裁判所や簡易裁判所で罰金刑や懲役刑などといった刑事処分を受けることとなります。一方、少年の場合は、全て家庭裁判所に送られます。

裁判所では、事件が送致されると、家庭裁判所調査官が調査を行い、その結果を踏まえて裁判官が審判という手続において処分の要否や処分の内容を決めることとなります。

裁判官が行う決定について御説明します。まず、不処分とは、文字どおり処分を行わないということです。これは裁判でいうところの無罪に当たる場合もありますが、多くの場合は非行の事実を認定した上で、問題の改善が見られたり、本人の力や家族の支えで更生していけると考えられたりする場合にこの決定がなされます。なお、同様の理由で審判そのものを開かずに終わらせる、審判不開始という決定もあります。

次に保護処分には、保護観察、少年院送致、児童自立支援施設送致などの処分があ

ります。保護観察というのは、保護観察官や保護司に日常生活の状況を報告したり、助言指導を受けたりしながら更生を図らせる処分です。非行が進んでいたり、家庭や交友関係など、周囲の環境が悪く立ち直りのためにしばらく施設で教育を受けさせたほうが良いというのであれば、少年院送致であるとか児童自立支援施設送致という決定を行います。

なお、調査官による調査に加えて、少年のことを更に詳しく調べたり検査したりする必要がある場合や、緊急の保護が必要な場合などには、通常4週間を限度として少年鑑別所に少年を収容して、心身の鑑別を行いながら調査・審判を行うこともあります。また、一旦処分を保留して、社会内での少年の様子を観察した上で、最終的な処分を決める試験観察という決定もあります。試験観察は、少年を自宅に帰したり、裁判所が登録している個人や団体に少年を預ける補導委託を行ったりして、非行の改善、学校や職場での適応、家族との関係や交友関係の見直しができるかなどについて見極めを行った上で最終的な処分を決めていきます。

検察官送致という決定もあります。これは、事件の内容が相当重大である場合や保護処分による改善が見込めないと考えられる場合などに、成人と同様に刑事処分を受けさせることが相当として、検察官に事件を送り返すというものです。

広島家庭裁判所における少年事件の新受件数についてですが、全国的な傾向と同様、年々減少傾向にあります。新受事件の種別については、窃盗に加えて道路交通法違反などの交通事件が6割程度を占めるという傾向は従前から大きく変わっていません。

ただし、近年の少年事件は盗撮や児童ポルノ事案など、スマートフォンやSNSを使った非行が目立つようになっており、反社会的な少年というよりも非社会的な少年であったり、一見、適応的でも内面に不安定さを抱えていたりする少年が多いように思われます。

ここまで御説明しましたように、少年審判の手続には、調査や鑑別所での心身鑑別、試験観察など、成人の刑事手続にはない独特の仕組みがあります。それは少年法が少

年の健全育成を目的としており、処罰による責任追及ではなく、教育的、福祉的な観点から少年の立ち直りを図るものであることに由来しています。

事実の認定、対象者の処分や権利保障、社会の安全を守ることなど、裁判所が果たす役割を司法的機能といますが、少年審判手続では、これに加えて少年の健全育成という目的に基づく福祉的機能があるとされ、この二つの機能を十分に発揮することが期待されています。本日のテーマとなっています教育的な働き掛けというのも、この福祉的な機能に属するものです。

それでは、少年審判手続の福祉的機能と、それに基づく教育的働き掛けについて、もう少し具体的に御説明します。非行の原因や少年の資質面、環境面の問題、これを要保護性と呼びますが、これらを明らかにした上で、少年が非行から立ち直り、更生していけるよう適切な処遇を考えるために、まず調査官による調査が行われます。調査は心理学を始めとする行動科学等の専門知識を活用して行われます。

審判では、裁判官が非行事実を審理、認定した上で、調査で得られた事実や、それに基づく調査官の意見なども踏まえて、少年の処遇を決定することになります。調査の中では、単なる事実の収集や確認だけではなく、少年の問題に応じて、調査官が少年や保護者に考えさせたり、助言、指導をしたり、学校、職場などに適応できるように協力や連携を図るなど、あらゆる働き掛けを行っています。

後ほど御紹介するセミナーや社会奉仕活動なども、調査官によるこの調査の段階で行っているものです。また、審判でも裁判官が事実認定や処分の決定を行うだけではなく、質問を通して少年や保護者に振り返りを促したり、助言や指導、訓戒を行ったりしています。このように事件の受付から決定まで、裁判所では法律以外の専門知識も活用しながら適正な処遇の選択と再非行防止のための様々な働き掛けを行っています。これが少年審判における福祉的機能、教育的機能と言われるものになります。

ここまで、少年審判手続の概要、及び教育的働き掛けの位置づけについて御説明しました。

[委員長]

ただいまの少年審判手続の説明について、御質問がありますか。

[A委員]

少年審判手続では、調査官はどれぐらいの期間関与されるのか教えていただけますか。

[説明者]

少年鑑別所に入所している場合は、通常は4週間以内ということになっていますので、4週間以内に最後の審判まで行われることになろうかと思えます。少年が身柄の拘束をされておらず、家庭で生活をしている在宅事件では、裁判所に事件が送致されてから審判まで一、二か月ぐらいの期間が多いのではないかと思います。

[A委員]

審判と教育的な働き掛けというのは裏表の関係があると思えます。関わりとしては長い方が良いでしょうし、スピーディーにすれば関わりは少なくなるでしょうし、その辺りの具体的な回数を聞きたいのですが。

[説明者]

ケース・バイ・ケースでということで、裁判官と適宜相談しながら進めていくこととなりますが、調査の段階でもう少し調査官がしっかり関わったほうが良いだろうということであれば、その期間を少し長めに設定して、調査官が複数回、少年や保護者に会ったり、関係機関と連携を取ったり、セミナーを受けさせるとか、いろいろな社会奉仕活動に参加させるというようなこともあります。

[A委員]

複数回というのは、数回ぐらいのイメージですか。10回を超えるようなイメージですか。

[説明者]

試験観察を除けば10回を超えるということはないかと思います。一般的には、

二、三回ぐらいが多いのではないかと思います。

[委員長]

ほかに質問がなければ、次の説明をお願いします。

[説明者]

それでは、広島家庭裁判所で実施している教育的働き掛けについて、具体例を紹介しながら御説明します。

ここでは、広島家庭裁判所で行っている教育的働き掛けの方向性を、三つの視点に整理して具体例を挙げて御紹介させていただきます。まず一つ目として、被害という視点からの働き掛け、次に、少年自身の安定や成長という視点からの働き掛け、三つ目として、社会との関わりという視点からの働き掛けというものに分けて御説明します。一般的にこのような切り分けをしているわけではありませんが、委員の皆様協議していただくに当たって、一つの切り口としてこのような視点に整理した上でお話をさせていただきます。

一つ目の視点として、被害という視点からの働き掛けを挙げています。この働き掛けは、非行を軽く捉えていたり、被害の大きさなどを十分に理解していない少年がいる場合に、被害者の心情とか社会に与えた影響など、被害の実情を考えさせたりすることで、非行の悪質性とか重大性の理解を促して、非行への抵抗感へとつなげるというものです。

この視点からの働き掛けについて二つの例を御紹介します。まず一つ目ですが、被害者の気持ちへの理解を深める目的で、盗撮事件を起こした少年を対象としたワークシートを利用しています。ワークシートには、被害者が被害を受けたときに嫌な気持ちになったというようなことだけではなくて、事件の後、日常生活へのどのような影響があったかなどが書かれています。これをもとに自分自身の被害者のことを考えさせ、感想を書かせ、振り返らせるという内容になっています。

なお、性非行の被害者の方は精神的に傷を負われている方が多く、調査官が被害者

に対して調査を行う被害者調査などに応じてもらうことがかなり難しく、応じていただけただけの場合でも、被害者として心情を加害少年に伝えることに抵抗を感じられる方も多いという実情があります。そのため、少年が起こした事件の被害者の方の直接の声ではなくて、ワークシートのような模擬事例などを使って、少年に働き掛けを行うことがあります。

次に、再非行防止セミナーがあります。このセミナーは比較的軽微な万引きとか自転車盗などの窃盗をした少年を対象として、集団の形では年9回ほど実施して、1回当たり、大体少年3人から5人程度を対象として実施しています。セミナーにおいては、調査官の講義だけではなくて、年9回のうち3回は万引きなどの被害を受けた店舗の方に、被害者の立場から直接お話をさせていただいています。

その被害者からのお話の中では、商品を販売したときの利益や盗まれた時の損失、品物を揃えているときの店員の心情とか、盗られたときの悔しさとか、被害者の生の声を少年たちに伝えて、少年たちに商品の経済的損失だけにとどまらない、万引きの被害の実情というものを理解させるように促しています。被害の実情を伝えるという点では、かなり有効な働き掛けというふうに考えられますが、お仕事で御多忙の中、この趣意に賛同していただき、御協力いただける方というのは限られてきているという現状があります。

次に少年自身の成長や安定という視点からの働き掛けについて御紹介します。この働き掛けでは、少年に自己理解と家族などの周囲の理解を促したりだとか、自己肯定感の向上をきっかけとして、少年の安定や成長を図り、行動の変容を促したり、更生意欲を喚起するといったことが目的になります。

この例として、清掃活動を御紹介します。清掃活動は、少年と保護者のほか、スタッフとして調査官やボランティアの数名で定期的にも実施しています。清掃活動は主に、広島城址公園周辺で行っています。また、昨年と今年はコロナ禍の関係で中止になってしまいましたが、夏には平和記念公園の一斉清掃に参加しています。

清掃活動は、集団の形では年6回ほど開催していますが、少年の状況や特性に応じて個別に実施することもあります。少年と保護者だけではなく、調査官、ボランティアも一緒に落ち葉拾いをしたり、吸い殻とか空き缶などごみを拾ったりしています。清掃活動は、1回当たり、二、三組の少年と保護者が参加することが多く、活動時間はおおむね1時間半程度です。

この清掃活動は、悪いことしたから罰としてやらせるというのではなく、健全な活動を通じて達成感を得たり、自分の頑張りが周りに評価されたりということで、自分も社会の役に立てるという体験をしてもらうために実施しています。最初は面倒くさがる少年もいますが、活動後には、公園がきれいになったことに達成感を感じたり、ほめられたり評価されたりすることを気持ちよく感じて、今後もこういうボランティア活動で社会に恩返ししたいという感想を述べる少年もいます。

次に三つ目の視点である社会との関わりという面からの働き掛けについて御紹介します。これは、社会との関わりの中で他者への思いやり、社会的な視点の獲得を促して、社会適応を促したり、公共心を醸成したりするような働き掛けです。この働き掛けは、試験観察や第三者に補導をお願いする補導委託という枠組みの中で行われることが多いです。

これについて、二つの事例を紹介させていただきます。一つ目は、社会福祉施設における短期間ボランティア活動です。三日や四日、あるいは1週間程度、短期の補導委託して、社会福祉施設等に少年を預けて委託して実施しています。

例えば傷害事件を起こした少年がいるとします。非行の要因として、自信のなさとか、相手への配慮のなさ、面白くない日常生活への不全感といったものを抱えている少年であることが分かったとします。このような少年に、老人ホームで数日間ボランティア活動に参加させると、活動を通じて、社会の役に立てたというような自己有用感を感じたり、お年寄りとか障害者の方に配慮すること、相手を思いやることの大切さを学んだりとか、そういう活動を通じて評価されたり、ほめられたりすること

で、健全な社会生活を送ること自体に前向きになっていくといった変化が見られたりします。

このような短期補導委託は、広島家庭裁判所では年間5件から10件程度行っています。広島家庭裁判所では、社会福祉施設などでも特別養護老人ホームとか障害者授産施設、小規模多機能型居宅介護事業所などリハビリや介護を要する高齢者を対象とした病院などに補導をお願いしています。ただし、昨年からのコロナ禍に伴い、各施設では家族との面会すら制限されるなど、ほとんど外部との接触ができない中で、なかなか少年のボランティアをお願いするということができにくい現状にあります。

実際、昨年は社会奉仕型の補導委託は一件も実施されておりません。早期のコロナ禍の収束が早期に見込めない現状では、今後もしばらく活動は難しいという実情があります。

社会との関わりという視点からの働き掛けの、二つ目の例を御紹介します。これは自立に向けた生活指導や職業指導を主眼とするものですが、先ほどの短期補導委託とは異なり、家庭や地域を離れて数か月単位で補導委託先において生活をさせ、生活面や職業面の指導を受けさせるというものです。裁判所では、少年の身柄を預けるということで身柄付補導委託と呼んでいます。

身柄付補導委託は、預け先の家族や職員の方と一緒に生活しながら、毎朝きちんと起きて仕事に行くといった生活習慣を身につけることや仕事を教えてもらいながら、給料を得るといった就労体験をする中で、生活の立て直しとか就労意欲の喚起などを促す働き掛けをしています。これらは先ほどのボランティア活動のように数日ではなくて、長期的に生活を共にして指導してもらうもので、かなり手厚い措置であり、その分大きな効果が見込めるものです。

広島家庭裁判所では、このような委託先として更生保護施設2か所、自立準備ホームと自立援助ホームがそれぞれ1か所のほか、石材店を営まれている民間事業所の方を登録させていただいており、年間四、五件程度の委託を行っています。また、農業

を通じて若者の自立援助を行っているNPOなどの協力をいただいているところですが、広島家庭裁判所では、数か月間、指導を行っていただける預け先や職業補導をしていただける預け先がまだ乏しいという現状にあります。ここで一旦説明を終わります。

[委員長]

御質問などがありますか。

[B委員]

社会福祉施設でのボランティア活動について説明を頂きましたが、具体的な受入れ先の調整というのは、個別にお願いしておられるのでしょうか。

[説明者]

あらかじめ複数の施設等を委託先として登録させていただいており、その中から、委託の目的や少年の特性に応じて委託先を選び、説明や打診をさせていただいています。

活動の内容についても、その少年に見合ったものを御相談しながら、調整させていただいています。入所者の方の話し相手やレクレーションへの参加、配膳の手伝いなど、少年ができることを職員の方にもサポートしていただきながら活動させてもらっています。

[B委員]

受入先の施設の数としては、コロナでなければ十分である程度は賄われているのでしょうか。

[説明者]

幾つか登録させていただいている施設があり、コロナ禍の以前はよく受け入れていただいております。

[C委員]

例えば犯した罪名との関係で、この罪名の少年は委託を見送っているとか、ある

いはこの罪名の人を特にこのような施設に委託しているといった対応はあるのでしょうか。

[説明者]

例えば盗み癖があつて、入所者のものを盗む可能性があるという場合や、少年の粗暴傾向が高く、入所者の安全にかかわる可能性がある場合などには委託を慎重に検討したり、見合わせたりする場合があります。

[D委員]

身柄付補導委託について、更生保護施設は成人主体の施設だと思いますが、未成年者向けの、自立援助ホームなどもあるのですか。

[説明者]

未成年者を専門に預かっていただける施設もいくつか登録しています。更生保護施設でも少年を受け入れていただいています。成人と一緒に共同生活をするので、それに耐えられる少年という点は配慮しなければならない面はあります。

[委員長]

それでは協議事項に入っていきますが、協議事項1について説明者から追加説明をお願いします。

[説明者]

現在行っている教育的働き掛けの更なる工夫について御意見を頂きたいと考えています。先ほど御説明したように、現在、裁判所で行っている教育的働き掛けにつきまして、その内容や方法について、更なる工夫、このような改善をしたほうが良いのではないかと、こういう工夫も考えられるのではないかというような御意見がありましたら是非伺いたいと考えています。

特に、先ほど御説明した被害という視点からの働き掛けというものがありましたが、実際の被害者の方に調査を行ったり、被害者の方を呼んで講習をしたりするようなことを全ての事件で実施するわけではありません。特に性非行など犯罪の種類によって

は、被害者の方への配慮も必要ということがあり、被害の実情とか被害者の生の声を、実際に罪を犯した少年に伝えることは難しく、少年に対して被害を実感させるということが難しいという側面があります。

したがって、この被害という視点からの働き掛けを更に充実させていくために、そのような被害の実態や被害者の心情などを理解させるための効果的な方法、例えばこのような視聴覚教材があるのではないかとといったことなどについて、特に御意見を頂きたいと考えています。

[A委員]

そもそも論のところの議論が要るのではないかなという気がします。審判の機能は、司法的な機能と福祉的な機能があるわけですね。司法的機能というのは、ある見立てをしていくところで、医者でいえば診断をつけるということになるかと思えます。福祉的な機能というのは治療になると思えます。

そうすると、治療は、きちんとした見立てがあって治療に入っていくのですが、全体としてそこをどう位置づけているのかということ。具体的に言えば、幾つかの総合的なメニューは挙がっていましたが、どういう人に効果的なのかとか、どういうメニューをやっていくのかというところの考え方の整理や、あるいは何をもって効果があるのかという形のフレームがあるのかないのかということをお聞きしたいと思えます。その辺りのことを説明してもらえると各論に入りやすいという気がします。

[説明者]

裁判所で働き掛けを行う前提としては、見立てがありまして、この少年がどういうことが原因で非行を行ったのか、どのような手当をすれば再非行が防げるのかというようにところも見極め、行動科学の知見なども踏まえた上で、ターゲットをある程度絞って働き掛けを行っています。

例えば、同じような事件を起こした少年でも、裁判所の調査に来た時点で被害者のことを考えられているというような少年もいれば、全くそこが分かっていないから、

また同じような再非行をする可能性が高いという少年もいます。同じような事件であっても少年の捉え方などが違う場合がありますので、その少年にどういう手当が必要かということ踏まえた上で、メニューの中から個別に選定して行っているという実情にあります。

[A委員]

手続の流れで、不処分、保護処分、検察官送致という説明がありましたが、非行性としては、この順番に問題が大きいのだらうと思います。例えば、保護処分で少年院なり児童自立支援施設なりで本格的な処遇を実施する少年の場合、その前の裁判所の段階では、教育指導の意味がないとは言わないけれども、むしろ他の処遇機関で生かせるものは何かを把握することが優先するのだと思います。今回紹介されたメニューなどを生かすのであれば、不処分などで後の処分に行かない子どもに、初期の段階でやる方が多分望ましいと思います。きちんとした審判をして、より適切なその後の処遇につながる見立てがされることに意義があるだらうと思うので、その辺りの考え方がどのように整理されているのかと思いました。例えば被害者の気持ちの理解などの点は、発達障害を抱えるような子どもたちに対しては、かなりアプローチが難しいと考えられます。その辺りを配慮せずに一律に行うことは意義が薄いと思います。例えば発達の問題の有無を踏まえて、どのように働き掛けの取捨選択をされているのかという点をお聞きしたいです。それを整理しないで、余りに大きな話でいくと少し分かりにくいと思います。

[説明者]

おっしゃるとおり、例えば少年の特性として働き掛けに時間がかかるとか、専門的な治療が必要であるとか、そういう配慮が必要だということになれば、働き掛けの方法を工夫したり、本格的な働き掛けは処遇機関に委ねたりするということになると思います。裁判所が行う教育的な働き掛けとしては、処分決定までの短期的な関わりの中で、どのような働き掛けをするのが良いのかということを考えています。比較的

軽微な非行の少年や問題がそれほど大きくない少年がターゲットになることが多いという実情はあると思います。

[説明者]

若干、補足します。おっしゃるとおり、いろいろな状況や段階を踏まえながら働き掛けを考えていかなければならないと考えています。決定機関である裁判所が教育的な働き掛けを行う意味について、説明します。少年や保護者は処分がまだ決まっていないという、非常に不安定で不安な状態で調査・審判に臨むわけですが、そういう特殊な状況にあればこそ、普段考えないような自分の行いの問題点とか、自分の将来とか、そういうことを真剣に考える素地があり、その分大きな変化が期待できる状況にもあります。その段階で裁判所が教育的な働き掛けを行う意味があると考えています。ただし、裁判所は決定機関であり、長々と満足いくまで働き掛けを行うわけにはいきません。そこはおっしゃるとおり、かなり短期的にやれることをやっていくことが裁判所の行う働き掛けになると思います。

[A委員]

裁判所でのいろんなケースの蓄積があるでしょうから、ある程度、効果的なケースあるいは無理なケースという辺りで整理やどういう形の組み立てができるのかということを考えるのが、現実的な検討ではないかと思います。その辺は、現場としてやり方の課題として感じるとかいう現場のニュアンスが少し聞ければ、委員もそれについていろいろ意見交換しやすいのではないかという気がするのですが。

[委員長]

今、委員から御指摘がありましたように、処分には検察官送致、保護処分、不処分、審判不開始とありますが、実際は裁判所に事件が送致される半分以上は審判不開始か不処分で終局しており、裁判所としては不処分等で終わる少年たちに再非行させないために、働き掛けを何とか充実させたいという趣旨で良いのでしょうか。それを前提として今回の協議事項1で、皆さんにお知恵を拝借したいことは、被害という観

点からの働き掛けについて、お知恵がありませんかという趣旨になるかと思えます。広島家庭裁判所では、再非行防止セミナーなどの働き掛けを実際どのような形で実施しているのか、説明者から紹介をお願いします。

[説明者]

再非行防止セミナーは、少年の事件の直接の被害者ではなく、万引き被害のある地元の大手スーパーの方に来ていただいて、お話をさせていただくというものです。

このほかには、先ほどの性非行のワークシートや、例えばロールレタリングのような形で被害者の立場から手紙を書かせてみて、被害者がどのように思っているかを考えさせ、自分も返事を書いてみるといった模擬的な方法を行っています。

そういう模擬的な方法の中でも、少年にどこまで被害の実情を理解させられているか疑問もありますので、どういう工夫ができるか、どのような教材が活用できるかといったことを考えており、そういう観点から御意見を頂きたいと思えます。

[E委員]

免許センターで免許の更新を受けるときに、ビデオ上映がありますが、これには、実際の被害者家族のインタビューの場合もあれば、役者さんが登場されている場合もあります。

ほとんどの方が、言葉は悪いですけど早くしてほしいと思いながら御覧になっておられると思えます。私自身は毎回ビデオを見ていますが、毎回ビデオから得られるところはあります。要はそういう教育的素材を用意されたらいいのかなと思えます。これは、広島家庭裁判所だけでは難しいと思えますので、全国で工夫すれば、良いものができるのではないかと思います。

この11年間で事件数が4分の1まで下がっています。この中で、例えば詐欺など、新たに少年がそういった犯行に手を染めるリスクが高いものをピックアップして、動画教材を用意する、加えて、例えば窃盗であれば、リアルな講習をすると被害者の方の負担が重くなるので、被害に遭った方たちの生の声を撮って、動画教材として用意

すれば、免許更新と同じような仕掛けでしっかり見て、反省文を書くと反省文の書きぶりも変わるのかなというようなことがアイデアとして浮かびました。

これは窃盗なら窃盗，道路交通法なら道路交通法で，被害者の意見とともに，そういった罪を犯すことが，その方の将来にとって，どういうリスクがあるのかを，絵で見て音で聞かせれば，若い子どもたちはそういうものに慣れていきますから，そのような教材を全国レベルで考えて用意するというのはいいのかなと考えています。

[D委員]

少年鑑別所で4週間生活する場合もあるとお聞きしました。少年鑑別所にも，教育的な専門家がおられるので，そういった専門家から，少年に対してどういう働き掛けをされているのか，しようとされているのかを教えてください。

[委員長]

身柄事件で鑑別所に入っている間に，鑑別所側でどのような働き掛けがされているかということですか。

[D委員]

そうです。せっかく専門家がたくさんいて，以前は事件が多くて，それどころではなかったと思うのですが，最近は収容者の数が減って，一人一人にかける時間があるのではないか，そういう専門家の活用を期待しているところです。

[説明者]

鑑別所に入っている少年であれば，その期間の中で鑑別所の職員も同じような働き掛けをされていると思います。鑑別所でも入所中の少年に取り組みせるいろんな課題がありまして，被害を考えるような作文を書かせたりとか，先ほど御紹介したロールレタリングなど，自分を振り返らせるものがあります。鑑別所の職員の個別の面接で，少年の問題，や特性を指摘して少年に考えさせることも行われています。そこは調査官と鑑別所の職員で相談しながら進めている部分もあります

[D委員]

鑑別所に入っていない少年でも、調査官面談で今のロールレタリング、課題作文、そういったことは同じようにされているという理解でいいですか。

[説明者]

はい。それが少年の再非行を防止するために必要なことだということであれば、そのようなことはさせています。

[D委員]

プリズン・サークルという映画がありまして、大人の官民共同の刑務所の中での取組なのですが、輪になってそれぞれが、ロールプレイであるとか、被害者の立場に立って、自分がみんなの前で話をするとか、そういう経験をして初めて自分の犯した罪を理解するというような取組がされているので、是非、そういう取組を少年についても活用していただきたいと思います。

[C委員]

被害者の視点から話を聞くという働き掛けについては大賛成ですが、被害者の立場などは、少年にとって想像が難しいかなとも思います。そこを逆手に取って、このまま悔い改めないとどうなるかということ、刑務所に入ってしまったような人の話なども、教材の中に入れていけば、逆に自分がこうになってしまうのではないか、悔い改める機会になるのではないかと思います。

[F委員]

今、学校では道德教育が大きく変わっています。これは道德の教科化ということ関連しています。

それまでの道德教育は、何かお話を読み、自分が考えたことや思ったことを書く、あるいはいじめでしたら、いじめは許されないっていうようなことを児童生徒に言わせたり書かせたりするっていうような授業で終わっていたのが常でした。

しかし、最近は、答えが一つではないような場面を子どもに提示して道德的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題として捉えて向き合っていく、考えて議論す

る道徳へ転換を図っていく方向にあります。

セミナーで講話を聞くということの紹介がありましたが、そういった話を聞いた後に、何か子どもたちが自分の考えを擦り合わせられるような、そういった場面が設定できると良いのではないかと思います。先ほども紹介があったロールプレイング、役割演技を取り入れてみるとか、それからディベートもあります。

少年たちが自分自身でもっと考えて、深く自分の問題を捉えられるような、そういった場面が設けられないかということをお願いしながら聞いておりました。

[委員長]

ありがとうございました。ほかの方にも、もし何か思いつかれたら、後ほどでも結構ですので、御意見をください。それでは、協議事項2について、協議します。

協議事項2の新たな教育的働き掛けの導入について、説明をお願いします。

[説明者]

現状で行っている教育的働き掛けのほかに、取り組めるものがあるかなどについて御意見を頂きたいと思います。特に三つ目の視点で示した社会との関わりという視点からの働き掛けの中で、短期補導委託の社会福祉施設へのボランティア活動については、新型コロナの影響もあって活用は十分できていないというような現状があります。

そこで別の社会奉仕活動、そういう体験をさせられるような活動はないかという点があります。また、身柄付補導委託、数か月間預けて委託をお願いしますが、裁判所においては日常的な生活指導とか職業補導を行っていただける預け先が乏しい現状があります。

これらの状況を踏まえて、まず社会奉仕活動の多様化というところで、高齢者とか障害者の方と直接接するようなボランティア活動だけではなくて、何か参加をお願いできそうな別のボランティア活動とか市民活動であるとか、あとは少年の自立支援に向けた指導をしてくださったり、就労体験を通じて指導してくださるような新たに委

託先になっていただけそうな団体や個人がおられるかという点について、特に御意見を頂きたいと考えています。

[委員長]

委員の皆さま方にいろいろお考えいただく前提として、社会奉仕活動を行うときのイメージですが、裁判所の職員が付き添っているのでしょうか。

[説明者]

少年を3日とか1週間預けるのですが、付きっきりで調査官が見ているわけではありません。初日や最後の日には付き添って委託先に行き、少年の活動を実際に見学したり、職員の方も含めて、振り返りの場に出たりします。

ケースバイケースですが、調査官が丸一日一緒にボランティア活動して少年の活動を見たり、実際に一緒に行けないときは電話で委託先の方から情報を聞いたり、実際に委託する前に足を運んで、少年の事や委託の目的などについて施設の方とお話をするという場合もあります。

委託中の少年の様子については、活動が終わった後に報告をいただいています。

[B委員]

以前、新聞で広島県就労支援事業者機構の再犯防止の取組について報道されていましたが、協力雇用主と連携して就労につなげるという取組が広島でも行われています。そういった取組をしている団体があるので、裁判所としても、そういった所を有効に活用していただくのはどうかと思っていますが、就労支援事業者機構とどのように関わっていらっしゃいますか。

[説明者]

就労支援事業者機構との連携が補導委託の枠組みで行えるかという問題はあります。ただし、例えば協力雇用主を委託先の候補者として紹介いただけるかといったことは考えられると思います。

[D委員]

弁護士会では就労支援事業者機構とは協定を結んでいるので、弁護士が付添人についている案件については、この機構を利用して職場を探すことはできるのですが、付添人が全件についているわけではないので、そういう意味では100パーセント国選付添人がつくように是非していただきたい。そうすることで、就労支援事業者機構に付添人弁護士を通じてつながるようにしていただきたいと思います。

[E委員]

今年の5月にドキュメンタリー番組を作りました。タイトルが「やさしい社会 元受刑者の再出発」ということで、県内で受刑者の再就職がどのような状況かを特別番組にしました。やはり、なかなか厳しい現状があって、受入先がなく、出所したその日から生活に困窮して、再犯率が高いという現状は変わっていません。

この特別番組には、元受刑者で更生されて経営者をされている方が、積極的に機構を通じて受刑者の方へお手紙を出されて、面接をされて受入れをされています。ただし、出ていく方も当然おり、受け入れる側の覚悟というのもありましたし、社会全体が厳しいという意味で、あえて「やさしい社会」とタイトルをつけました。なかなか元受刑者の方が食べていく環境にはないし、社会が罪を犯した人を簡単に受け入れる社会ではないという状況にあらうかと思っています。

その前提で、どういう形で非行をした少年たちに教育をしていくのか。やはり受入先がないということで、何かしらwin-winになるようなものがあつたらいいなと思います。一つ考えられるのは農業だと思います。例えば島しょ部のミカン農家は高齢化で跡継ぎもいませんが、果樹園のほとんどが短期間で実を収穫しないといけないため、お金を払ってでも人を雇い収穫をする必要があります。そのような収穫作業を行うと、若者に就労する喜びを分かってもらうことができますし、自分が世の中のためになるという存在感とともに何よりも働いた行為が僅かでもお金になるということが社会に出ていくためにはすごく良いことかなと思います。何かそういった今まで更生支援の受入れがされてない所にアプローチすることが思い浮かびました。私も農家の出で、

農作業には単純なものもありますから、すぐ覚えられるものもあり、そういった中で作業して、何か体験すると、農家の方も助かるし、良いのではないかと思います。

[委員長]

窓口としてはどのようなものがあるでしょうか。どなたか御存じの方いらっしゃいませんか。

[E委員]

先月、どちらかの自治体で農協がそのような取組を始めたと聞いています。それぐらいやっぱり働き手に困っていらっしゃると思います。

[委員長]

季節ごとにいろいろな収穫作業で、春だったらこの分野、夏だったらこの分野、秋だったらこの分野っていうことで、ルートを確保しておけば…。

[E委員]

可能性はあるかもしれません。

[B委員]

コロナ禍で、先ほど社会福祉施設は難しいというお話があり、そうするとやはり屋外となります。今農業の話が出ましたが、農業、林業、漁業、これらも可能性があると思います。東広島市にある少年院が東広島市の社会福祉協議会に職員らと一緒にボランティア登録して、在院生と一緒にボランティアをされているのが新聞にも載りましたが、施設の関係で非常に難しくなっているかもしれません。

同じように、大阪の少年院が同じようにボランティア登録されているのですが、そこは漁業です。水揚げされた牡蠣の選別作業を手伝って漁師や漁協の方、関係者の方から非常に感謝されたということです。どういう作業が一番適するのかといえば、難しくない単純作業を継続していく中で、自然とコミュニケーションが周りと生まれて、人への感謝の言葉を聞ける、こういう流れの作業が一番適しているのではないかと思います。先ほどのミカンもそうですけど、漁業、林業系については何か開拓の力にな

るのではないかと感じました。

県庁に農業の担い手を支援する部署があったような気がしますので、そこに御相談されたら何か手がかりがあるかもしれません。

[F 委員]

広島市教育委員会には、少年サポートセンターがあります。全国的にもとても珍しくて、広島市と広島県警と一緒に立ち上げている組織、非行防止の組織があります。

課の中には、県警からの出向職員、県警のOB、市の職員が混在しています。そこで保護者や本人、学校の職員からの相談を受けたりとか、立ち直りの支援を行ったり、セミナーも開催したり、居場所の提供もしています。

その居場所の提供として、少年サポートルームを設置していきまして、月に2回ほど実施しています。そこでは、体験学習を行ったり、低学力の子が多かったりしますので、学習支援を行ったり、そのようなことから規範意識の向上であったり、社会の一員としての意識の涵養を行っています。対象少年の保護者それから大学生のボランティアなど圧倒的に支援の舞台裏の人数が多いです。

少年たちは、支援の方々が多くて、活動を一緒にすると会話も弾みます。そうなることで、たくさんの支援者が自分にはいるという温かさを感じ、自己肯定感につながっていけばいいなと思いながら私自身も見せてもらいました。

割と軽微な非行をしてしまい、再発防止のために活動していますが、このサポートルームでやっていることを御覧いただいて、適応する少年がいれば、サポートルームを御活用いただきたいと思います。

[A 委員]

皆さんから、具体的なことを出していただいて、いろいろ勉強になったのですが、もう一度、最初の議論に戻ると、調査官というのは片方で審判という少年の今後を決定づける権限を持つ立場でありながら、かつ、指導的なことを行うという相反する立場にあります。その辺りをまず前提として、どのように考えるかという話があります。

また、裁判所での手続という限られた時間の関与になってしまうから、その限られた中で何ができるのかっていうことを考えるということ、それから調査官は非行を犯した少年たちが最初に出会う人なので、そこでどういう出会いをするかによって、その後への影響も大きいと思うので、そういう意味での自分たちの位置づけということを考えていただくことが必要なのではないかと思います。

そして、方法というのは、何をやるかと同時に誰を選ぶのかというのが、これがとても大きなテーマなので、その辺りを少し意識していただくといいのではないかと思います。例えば少年をどこかの機関に委ねたときに、その後どうなったかということフィードバックする機会を作っていただく必要があるのではないかというふうに思います。つなぎっ放しであとは知らないではなく、関わったことの結果がどうだったかっていうことをきちんとして次につなげていくことが重要であり、裁判所の中でそういう仕組みをもう少し丁寧に整えていくことってというのが大事だと思います。その辺りの継続的な反復的なことが裁判所の仕組みでできるのかどうか分からないけども、気になるケースなどはそういう形でやっていくようなことを業務としてしっかり押さえてやっていくというのが良いと思います。

[説明者]

御指摘のとおりと思っています。やはり決定機関の立場で働き掛けをしているところが調査官の立場であると思っており、どういう処分が相応しいかという見極めと働き掛けを同時に行っている面があると思います。働き掛けをしたその後のこと、施設などに処遇を委ねたその後のことなどを十分に考えながら仕事をしていく必要があると感じました。

[G委員]

企業の立場からになりますが、最近の学生さんが体験されているインターンシップのように、1週間とか二、三週間の間、少年たちを受け入れて、社員と同じように働いてもらうことが考えられます。障害者支援の関係では、実際に、障害者の就労支

援センターの方が来られて、本人と面談したり、私も面談したりして、様々な問題を細かく双方で解決しながら関わってもらっています。

同じように、少年たちにも、事業者として一日中関われないという中で、1日に15分、30分、1週間なら一、二回、企業のほうに来てもらって、うまくいけば企業に勤めることができるというような環境が作っていけないのではないかと思います。

そういう意味での大学生のインターンシップと同じような仕組みを作ることができるのであれば、試験的ですが、中小企業が受け入れることができるのではないかと思います。少子化問題で就労者が減っているということもある程度解決できるのかもしれない。

[委員長]

ほかに御意見はありませんか。

いろいろ貴重な御意見をたくさん頂きましてどうもありがとうございました。これで意見交換を終わりたいと思います。

8 次回日程及びテーマ

(1) 次回開催日時

令和4年2月16日（水）午後3時

(2) テーマ

家事調停の充実に向けた調停委員の採用の在り方について